

○うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

平成23年10月7日

告示第117号

改正 平成24年3月7日告示第27号

平成24年12月28日告示第190号

平成25年5月30日告示第91号

うるま市児童健全育成事業補助金交付要綱(平成17年うるま市告示第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県放課後子どもプラン事業補助金交付要綱(平成19年5月8日教生第179号)第2条第1項第3号に定める放課後児童健全育成事業(以下「沖縄県要綱」という。)により、保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生及びその他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童等)に対し、下校後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)に対し、運営に必要な経費として予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象クラブ)

第2条 補助の対象となるクラブは、前条の目的にかなうクラブであって、一定の実績を有し、かつ、事業の継続性が見込め、次の各号に掲げる要件をすべて満たすクラブとする。ただし、うるま市地域子育て活動支援事業実施要領に規定する放課後児童クラブについては、この限りでない。

- (1) 就労等により、昼間保護者のいない小学生等の健全育成を図ることを目的とした活動をする事。
- (2) クラブの開設は、原則として月曜日から土曜日まで(祝祭日は除く。)とし、開所時間は、1日3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間については、1日8時間以上開所すること。
- (3) クラブは、子供会室、屋外遊び場、洗面所、便所、ロッカー等の施設が設けられており、活動に必要な遊具、図書及び救急処置に必要な家庭医薬品及び衛生材料等が備えてあること。
- (4) 子供会室は、原則として1人当たり1.65平方メートル以上で、採光、換気等児童の保

健衛生面での配慮が十分なされていること。

- (5) クラブには、2人以上の専任指導員が配置されていること。
- (6) 児童数が10人以上であり、かつ、第2種社会福祉事業の届出がなされていること。
- (7) 市内に住所を有する児童であること。
- (8) 児童を、別に定める補償内容を満たす傷害保険に加入させること。
- (9) 本事業の運営については、沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドラインに沿った運営がなされていること。
- (10) クラブは、営利を目的とした活動をしないものとする。
- (11) クラブは、政治及び宗教的組織に属さないようにすること。

(補助額及び対象経費等)

第3条 補助額及び対象経費は、沖縄県要綱別表に定める範囲内とし、各クラブの補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付額は、沖縄県要綱別表に定める基準額と当該事業の実支出額から繰越金又は余剰金等の運営費以外の費用を控除した額とを比較して少ない額とする。
- 3 当該年度中の繰越金又は余剰金等が、補助金交付額の2分の1を超えた場合は、繰越金又は余剰金等から補助金交付額の2分の1を差し引いた額を、補助金交付額から差し引く。
- 4 当該年度中に運営に必要な経費以外の経費(飲食物費を除く。)を支出した場合は、支出した額と同額を補助金交付額から差し引く。この場合において、支出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(運営委員会)

第4条 各クラブには、運営委員会を設置するものとする。

- 2 前項に規定する運営委員会は、クラブの代表者、指導員、父母会の代表者等でこれを組織するものとする。
- 3 運営委員会は、年に1回以上開催することとし、予算、決算及び運営に必要な事項について審議し、その審議結果等を市長に報告しなければならない。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の4月末日までに放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 児童名簿及び職員名簿
- (2) 事業計画書及び運営計画書

- (3) 傷害保険証の写し
 - (4) 収支予算書
 - (5) 会則(役員名簿含む。)
 - (6) 簡易平面図
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金交付決定)

第6条 市長は、前条又は次条の規定による申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、申請者に放課後児童健全育成事業補助金(変更)交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 申請者は、補助事業を変更若しくは中止又は廃止をしようとしたときは、放課後児童健全育成事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業終了後、放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、事業終了年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 児童名簿及び職員名簿
- (2) 事業報告書及び運営報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額確定等)

第9条 市長は、補助金の額を確定したときは、放課後児童健全育成事業補助金交付確定書(様式第5号)を補助事業者に交付する。

(補助金請求及び交付)

第10条 市長は、実績報告に基づく審査を行い、補助額の確定後、放課後児童健全育成事業補助金請求書(様式第6号)により補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後概算払により交付することができるものとする。

2 前条ただし書の規定により概算払を受けようとする者は、放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(執行状況調査)

第11条 市長は、補助事業者に対して補助金の執行状況について、帳簿書類その他の必要な事項を調査することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の行為があったとき。

(クラブの帳簿等)

第13条 補助事業者は、次に掲げる帳簿等を備えなければならない。

- (1) クラブの児童台帳
- (2) クラブ入会申込書
- (3) クラブ退会届
- (4) クラブ出席簿
- (5) クラブ日誌
- (6) 指導員等の貸金台帳
- (7) 現金出納帳
- (8) 保育できないことを証明する書類
- (9) 証憑書類

2 前項に定める帳簿等は、事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のうるま市児童健全育成事業補助金交付要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月7日告示第27号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第190号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年5月30日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成25年度における補助金交付申請の提出期限は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成25年6月5日までとする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者名

印

放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 児童名簿及び職員名簿
- (2) 事業計画書及び運営計画書
- (3) 傷害保険証の写し
- (4) 収支予算書
- (5) 会則（役員名簿含む）
- (6) 簡易平面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

うるま市指令第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

放課後児童健全育成事業補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

様式第3号(第7条関係)

第 年 月 日 号

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者名

印

放課後児童健全育成事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付、うるま市指令第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額 円

2 変更の内容

.....
.....

3 変更(中止・廃止)理由

.....
.....

4 添付書類

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者名

印

放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を完了したので、うるま市児童健全育成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の関係書類を添付して報告致します。

記

- (1) 児童名簿及び職員名簿
- (2) 事業報告書及び運営報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第9条関係)

うるま市達第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

放課後児童健全育成事業補助金交付確定書

年 月 日付けうるま市指令第 号で決定した補助金については、実績報告書を審査した結果、うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第9条の規定により適正と認め、下記のとおり確定します。

記

1 補助金交付確定額 円

年 月 日

うるま市長 様

所在地
団体名
代表者名

印

放課後児童健全育成事業補助金請求書

年 月 日付けうるま市達第 号で確定通知のあった補助金を、うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

- 1 交付確定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 既受領額 円
- 4 差引残額 円

口座振替依頼書	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書

年 月 日付けうるま市指令第 号で決定通知のあった補助金を、概算払で受けたいので、うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 今回請求額 | 円 |
| 3 既受領額 | 円 |
| 4 差引残額 | 円 |

口座振替依頼書	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	